

秋田県産業廃棄物税条例施行規則

平成十五年七月二十五日

秋田県規則第六十三号

秋田県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

秋田県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物の重量換算の方法)

第二条 条例第四条第二項の規定による換算は、産業廃棄物の体積に次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの体積を計測することができない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じそれぞれ同表の下欄に定める換算係数を乗じて行うものとする。

産業廃棄物の種類	換算係数
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項第一号に掲げる燃え殻	一・一四
二 廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる汚泥	一・一〇
三 廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる廃油	〇・九〇
四 廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる廃プラスチック類	〇・三五
五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第二条第一号に掲げる紙くず	〇・三〇
六 廃棄物処理法施行令第二条第二号に掲げる木くず	〇・五五
七 廃棄物処理法施行令第二条第三号に掲げる繊維くず	〇・一二
八 廃棄物処理法施行令第二条第四号に掲げる動物及び植物に係る固形状の不要物、同条第四号の二に掲げる獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物、同条第七号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、同条第十号に掲げる動物のふん尿、同条第十一号に掲げる動物の死体並びに同条第十三号に掲げる廃棄物	一・〇〇
九 廃棄物処理法施行令第二条第五号に掲げるゴムくず	〇・五二
十 廃棄物処理法施行令第二条第六号に掲げる金属くず	一・一三
十一 廃棄物処理法施行令第二条第八号に掲げる鋳さい	一・九三
十二 廃棄物処理法施行令第二条第九号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物	一・四八
十三 廃棄物処理法施行令第二条第十二号に掲げるばいじん	一・二六
備考 換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。	

(特別徴収義務者の指定の通知)

第三条 地域振興局長は、条例第八条第二項の規定により産業廃棄物税の特別徴収義務者を指定したときは、その旨を当該指定を受けた者及び同条第一項に規定する者に通知しなければならない。

(帳簿書類の記載事項等)

第四条 条例第十五条の帳簿書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 産業廃棄物の搬入年月日
- 二 産業廃棄物の重量及び産業廃棄物税の税額
- 三 産業廃棄物の種類及び体積(条例第四条第二項の規定に該当する場合に限る。)
- 四 産業廃棄物を排出した事業者の氏名又は名称(条例第七条ただし書の規定に該当する場合を除く。)

2 条例第十五条の規定による電磁的記録の備付け及び保存は、地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第二十五条第一項第四号の規定に準じて行うものとする。

(書類等の様式)

第五条 次の表の上欄に掲げる条例及びこの規則の規定による同表の中欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

第三条	産業廃棄物税特別徴収義務者指定書	様式第一号
第三条	産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書	様式第二号
条例第九条	産業廃棄物税納入申告書	様式第三号
条例第十条第二項	産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書	様式第四号
条例第十条第三項	産業廃棄物税特別徴収義務者変更登録申請書	様式第五号
条例第十条第四項	産業廃棄物税特別徴収義務者証	様式第六号
条例第十条第六項	産業廃棄物税特別徴収義務者証再交付申請書	様式第七号
条例第十条第七項	産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書	様式第八号
条例第十一条第一項	産業廃棄物税徴収猶予申請書	様式第九号
条例第十一条第二項	産業廃棄物税徴収猶予承認(不承認)通知書	様式第十号
条例第十二条第一項	産業廃棄物税還付(納入義務免除)申請書	様式第十一号
条例第十二条第三項	産業廃棄物税還付(納入義務免除)承認(不承認)通知書	様式第十二号
条例第十三条第一項	産業廃棄物税納付申告書	様式第十三号
条例第十三条第二項	産業廃棄物税修正申告書	様式第十四号
条例第十四条第一項	産業廃棄物税納税者等届出書	様式第十五号
条例第十四条第二項	産業廃棄物税納税者等変更届出書	様式第十六号

(補則)

第六条 条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、この規則に定めるもののほか、秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の定めるところによる。この場合において、同規則第十四条の三中「及び法」とあるのは「並びに法及び秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号)」と、同規則第十五条の表中「及び法第七百条の三十四第四項」とあるのは「、法第七百条の三十四第四項、法第七百三十三条の十六第四項、法第七百三十三条の十八第五項及び法第七百三十三条の十九第四項」と、「及び法第七百四十五条第一項」とあるのは「、法第七百四十五条第一項及び法第七百三十三条の二十二第一項」とする。

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第六三号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。